

ているんです」と、眼前的記者らを非難しさえした。私はそれを聞きながら、「心のケア」を名目に情報隠蔽をしているのではないかとの疑念に駆られたものだ。その後、佐世保市教委は心理士の介入しすぎを認めたというが、学校を舞台にした事件が発生する度、心理士が活躍するのは変わらない。そして、「心のケアが最優先」との意見を聞くたびに、「事実解明が最優先ではないのか」と、ひとり毒づいてみるのだ。

今回の研究会を通じて、自分自身が取材活動の中で感じた疑問に何らかの答えを見出せればと考えている。

精神障害と新聞報道

加古陽治

はじめに

山田洋次監督、倍賞千恵子主演で45年ほど前に作られた映画「下町の太陽」(昭和38年、松竹)には、子供を交通事故で亡くして以来、精神に異常を来たした男性「ピッピの源さん」が登場する。東野英治郎演ずる「源さん」は、車も通らないのに路地で交通整理をしたり、日が暮れた後の長屋を息子の行方を尋ね歩いたりして暮らしている。そんな「源さん」を、貧しい下町の人たちが温かいまなざしで見つめる様子が、倍賞千恵子と勝呂誉の初々しいラブストーリーに深みを与えるサイドストーリーとして、さりげなく描かれている。

子供のころ、私の故郷でも地域の一員として知的障害者や精神に病を抱えた人が暮らしていた。そして精神障害者らが地域に溶け込んで暮らした時代には、しばしば人々がその存在を体感する機会があった。もちろん、専門知識を持たない地域の人たちには誤解もあっただろう。しかし、身近にいることで無用な恐怖感や差別意識を持たなくてすんだことも事実ではないだろうか。

今は、一般の人にとって精神障害者とふれあう機会は、そう多くはないだろう。凶悪事件を起こす特別な存在としての精神障害者はいても、日常的な存在としての精神障害者は、どこかに消えてしまったかのようである。

「精神障害と新聞報道」をめぐり自戒を込めて思うのは、そうした「精神障害者隠し」に、新聞をはじめとするメディアが荷担してきたのではないかということである。以下、新聞社の記者として事件報道やデスク業務に携わった経験を踏まえながら、若干の考察をしてみたい。

事件報道における精神障害者

非精神障害者による犯罪があるように、精神障害(の疑いのある)者による犯罪もしばしば起きる。統合失調症の少年に駐日米大使が刺されたライシャワー襲撃事件(1964年)、東京と埼玉の幼女4人が誘拐・殺害された連続幼女誘拐殺人事件(1988-89年)、学校に乱入した男に児童8人が刺

し殺され、児童と教師計15人が重軽傷を負った大阪教育大付属池田小児童殺傷事件(2001年)など、世間の耳目を集めた事件もある。付属池田小事件の被告は、後に精神障害者を装っていたことが判明し、死刑が執行されたことも記憶に新しい。

こうした大事件に限らず、精神障害者による犯行の疑いがある時、メディアはどう報じるか悩む。オーソドックスな対応は、容疑者の名前を匿名にした上で、精神科への入・通院歴には触れず不可解な言動について具体的に書くことである。あるいは、大きな話題となった一部の事件を除いて、報道の扱いを縮小することである。ただし、入・通院歴を書くかどうかについては、新聞各社、あるいは同じ新聞社でも日によって分かれている状態で、匿名化についても事件の態様や各社の取材の深度によって分かれることがしばしばある。

事実を報じるという報道の大原則からすれば、容疑者の氏名も事実、すなわち実名で報じるのが当然のこととなる。名前はその人の一部であり、有力な情報の一つである。名前を書かずに、たとえばA容疑者と報じたとたんに、新聞記事のリアリティは薄れてしまう。したがって、読者への情報提供の面からだけ考えれば、たとえ精神障害者であっても、実名で報じるべきだといえる。

それをあえて匿名にする最大の理由は、刑事責任能力との関係を重視するからである。刑法39条には「心神喪失者の犯罪は、罰しない」「心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」とある。精神障害者による犯罪は、一般の人の場合よりも心神喪失や心神耗弱の状態で行われた可能性が高いから、刑罰の対象にならない可能性が高い。犯した罪の重さとの関係だけで刑罰が決まる「応報刑」であれば、心神喪失状態の精神障害者による犯行であっても正常な状態での犯行と同じように罰することになるが、刑罰には「目的刑」や「教育刑」の側面がある(注1)。精神障害者が自らの罪責について合理的に理解し反省することができないしたら、罰したところで犯罪の抑止や、更生プログラムをこなして再犯を防ぐのに役には立たないから、刑を科す意味がないことになる。

罪を犯した者として新聞に名前が載ることは、周囲の者も含めて社会的制裁(一種の刑罰的なものである)を受けることにつながる。だから、「目的刑」や「教育刑」の効果がないとして刑罰の対象から除外されている者を対象とすべきではないのである。ただし、精神障害者でも有罪となるケースはけっこうあり、刑事責任能力は「犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきである」とされる(注2)。しかし、理非曲直を知った上ならともかく、病のせいで犯行に及んだ可能性が高ければ、人権保護の観点から名前を出さないというのが、新聞界では主流となってきた(注3)。

匿名にするもう一つの理由は、精神障害者の社会復帰の障害を取り除くということである。このことは、改正精神保健福祉法3条にも盛り込まれ、「国民の義務」とされている。少年院で更生した少年と同じく、精神障害のせいで罪を犯した後に症状が改善した人にとって、名前が知れ渡っていることは社会復帰の障害になりかねないので、実名報道は慎重にしなければならない。

病名や病歴を書くかどうかについては判断が分かれてきたが、最近は、その犯行の本質を理解する上で必要がある場合を除いて「書かない」との判断が主流になりつつある。背景には、精神病患者を抱える家族や「精神医療サバイバー」からのねばり強い訴えがあった(注4)。犯罪報道の

中で、容疑者が精神障害者であることや病名、精神科への入・通院歴を報じることで、精神障害者への偏見や差別が強まるおそれがあるからやめてほしいという指摘である。

読者の多くは、精神障害についての専門的知識を持たない。そして、現代ではほとんどの人にとって、日常生活で精神障害者(と明確に分かる人たち)に触れる機会も乏しい。そんな読者に提供される不用意な記事は、「精神障害者は危険な存在だ」という考え方を植えつけかねない。また、精神科への通院歴のある人が事件を起こしたからといって、その犯行と精神病であることに因果関係があるとは限らない。精神病が直接犯行につながったケースはともかく、そうでない場合は「がんや糖尿病といった病歴は書かないのに、精神病についてだけ書くのはおかしい」という意見は十分に説得力を持っている。

一方で、病名や通院歴等を書かないと、事件を正しく理解できないという考え方もある。新聞報道は実名が原則で、匿名で報じた記事が出ていれば、「なぜ匿名なのか」と疑問を持つ読者が少くないはずだ。多くは「容疑者が精神障害者だからではないか」と憶測するだろう。それに対する説明が紙面でなされないとしたら、読み手の疑問は宙に浮いてしまう。病名が書かれていなければために疑惑が広がり、罪を犯した患者と同じ病名でない人たちを含めて、かえって精神障害者に対する偏見が強まることも考えられる。

メディアの側が、こうした難題を最も簡単に解決する方法は、報道しないこと、あるいは極端に目立たない形で報道することである。かなりの衝撃的事件であるにもかかわらず、初報から極端に小さな扱いの記事であったり、それまで大きく報道してきたのに、ある日を境に急にフェードアウトしていったりするケースには、容疑者の精神病が絡むものが少なくない。現に「容疑者は『マル精』(精神障害者)だから」と、急に取材意欲を失ってしまう記者もいる。一生懸命に取材しても、大きな記事になるのは期待薄だからである。

事件報道が抱える構造的な問題

精神障害者等による犯罪に限らず、事件の報道には、構造的な難しさがある。どうしても捜査当局からの情報が中心となるという基本構造である。

容疑者が不可解なことを話している時、初報段階で刑事責任能力があるかどうかを判断するのに、記者が頼りにするのは、やはり警察である。自ら判断する材料に乏しいから、警察が「あれは『マル精』だよ」と言えば匿名にするし、「ああ言っているが、責任能力はあると思うよ」と言えば実名にする。精神障害の専門家ではなく、症状を正確に判断できるとは思えない警察官の判断が、新聞の紙面に反映されることは珍しくない。

誤解を避ける上で、事件報道に当たる記者が精神障害の基礎知識を学ぶことは大切だが、仮に記者に基礎知識があったとしても、正確な判断は難しい。精神科医の意見を聞くとしても、主治医ならともかく、当人はおろかカルテすら見ていない部外者の判断には不安がある。結局のところ、初報段階でメディアが、容疑者の精神状態について正確な情報を得る完全な手だてではない。しかし、判断はしなくてはならないから、安易に警察の判断に依拠することになる。

では、取り調べが進んで起訴され、裁判になったら、容疑者の精神状態ははつきりするかといえ

ば、そうでもない。専門家の間でも意見が割れるケースもある。有名な連続幼女誘拐殺人事件の被告の精神鑑定は、人格障害、統合失調症、解離性同一性障害(多重人格)の3つに割れた。多重人格とする鑑定は話題になったが、裁判所が採用したのは「人格障害」だった。仮に犯行時に被告が統合失調症を患っていたことが認められれば刑事責任能力は限定され、被告は死刑にはならなかっただろう。精神鑑定の採否を判断する裁判官の考え方一つで、「生」と「死」が分かれたケースである。

2人が殺された池袋通り魔事件(1999年)の被告についても、精神鑑定で完全刑事責任能力があるとされ、最高裁で死刑が確定しているが、「統合失調症を発症していたことは明らか」だとする批判が出ている(注5)。

要するに、メディアの側は日々、専門家ですら時に判断しきれないことを「みなし判断」しながら、報道に当たっている。入・通院歴のある容疑者については、初報段階で主治医の話を聞こうと努力すべきだが、(1)主治医をどう割り出すか(2)仮に割り出せたとしても、主治医がプライバシーである病歴等を患者や家族の了解なく語れるか…という問題がある。

そうなると、現実的な解決策としては、(1)警察以外にもできるだけ幅広く取材を重ねた上で、報じ方を判断する(2)精神障害による心神喪失の状態で起きた犯行の疑いがあるケースでは、公人などを除き匿名とする(3)精神障害と犯行の結びつきがない場合は、実名で報じ、病名や通院歴を書かない(4)匿名の場合は、入通院歴を書く代わりに容疑者の不可解な言動の内容を具体的に書き、刑事責任能力の有無を調べていることを明記する(5)不確実なことは、はつきりするまで書かない…といったことくらいしか浮かばない。

朝日新聞は、2005年にまとめた冊子で精神障害者がかかわった事件の報道のあり方に言及し、上記(2)(3)(4)と同じ見解を示した上で、(2)については、「歴史的重大事件」の場合は「刑事責任が問えないとしても実名を記し、顔写真を掲載することがある」などの例外規定を示している(注6)。

改革に向けた取り組みと提言

1. 「事件報道のあり方委員会」

精神障害者がかかわった事件の報道をめぐる現状と問題点をここまで書いてきたが、ささやかながら私たちも改革への取り組みを始めている。東京新聞では、事件報道のあり方を考えるために、社会部を中心とした「事件報道のあり方委員会」を設けている。2、3カ月に一度、社外の識者をゲストに呼び、折々のテーマについて講義をしてもらい、意見交換をする。毎回、若手の事件記者を中心に20人前後が参加しており、自転車操業的に走り回っているふだんの記者生活でなかなか聞けない話が、好評を博している。

これまでに、被害者の立場や刑事弁護の立場などから、さまざまな専門家に話を聞いてきた。2005年9月には、アスペルガー症候群の子供によるものを含む少年犯罪について理解を深めるために、発達障害の研究者でもある藤川洋子・大阪家裁総括主任調査官(現京都ノートルダム女子大教授)をゲストに呼んだ。2006年2月には、精神障害者による犯罪について理解を深めよう

と、日本学術会議精神医学研究連絡会報告『こころのバリアフリーを目指して－精神疾患・精神障害の正しい知識の普及のために－』の作成にかかわった岩波明・埼玉医大助教授を、2006年12月には、ベストセラーとなった『累犯障害者』(新潮社)の著者で、知的障害者による犯罪とその処遇に詳しい山本譲司氏を呼び、詳しく語ってもらった。

記者の中には、専門機関が出している報道機関向けのアドバイスなどを知らないか、さほど重要だと考えていないものも案外いる。たとえば、WHOが2000年に出した記者向けの「自殺予防ための手引き」(注7)では、「してはならないこと」として、「遺体や遺書の写真を掲載する」「自殺方法を詳しく報道する」「単純化した原因を報道する」などが挙げられているが、いわゆる「いじめ自殺」をめぐる一連の報道では、あまり省みられなかった。

そうした記者の「内なる誤解」を解くためにも、専門家を招いた勉強会は有効である。必ずしも即効性があるわけではないが、参加した記者やデスクの知識レベルが底上げされ、それが周辺の記者に広がっていくことで、事件報道における誤解や偏見は是正されていくであろう。

2. 取材を掘り下げる

精神障害者が起こした不可解な事件の報道が「ある種の娯楽となって」いて「特に精神疾患に関連した理解不能な事件に対する関心は高い」ため「センセーショナルに報道されすぎる」との批判がある(注8)。これは、事実に反する指摘である。連続幼女誘拐殺人事件などが例に挙げられているが、この事件に人々が関心を持ったのは、幼い女の子が4人も相次いで行方不明になり、後に殺されているのが分かったという事件そのものの残酷さと、犯行声明や遺骨を送りつけるという異様さによる部分が大きい。容疑者・被告が精神障害者であろうとなかろうと、この種の大事件に关心が集まるのは当然であろう。

一般には、むしろ各メディアは精神障害者による犯行と分かった時点で、報道をトーンダウンさせる傾向が強い。精神障害者が社会的制裁の対象になりえないことが大きな理由だが、「精神障害者による犯行には、読者が求める『了解可能な物語』が乏しい」と、多くの記者が考えていることも一因である。

新聞に限らずメディアは情報の受け手があつて初めて成立する存在である。情報の送り手は、受け手(新聞では読者)が刺激や情感に満ちた物語を欲していると体感している。犯罪、とりわけ恨みや怒り、悲しみといった人間の感情のピークで起きやすい殺人などには、本質的に分かりやすいドラマが含まれている可能性が高い。それを記事という形にすれば、読者が求める物語が提供できると、多くの記者は考えている。

ところが、精神障害が原因で起きた犯罪には、こうした了解可能な物語が期待しにくい(と多くの記者が思い込んでいる)。それを大きく報じることは、了解可能な物語の代わりに「精神障害者は怖い」という偏見を読み手に刷り込むことになりますから、どうしてもトーンダウンしてしまうのである。

一方で、こうした記者の思い込みを覆すノンフィクションなども登場するようになった。たとえば、前掲の『累犯障害者』は、犯罪白書で「精神障害者等」でくられる知的障害者による犯罪を詳細にリポートし、処遇改善策を提示している。日々の新聞報道の網の目から漏れていた話が多いが、

挿話の一つ一つには、それぞれ物語や発見があり、読み応えがある。固定観念にとらわれていた多くの新聞記者に厳しく反省を迫るものといえよう。

3. 科学的に報じる

精神障害者をめぐる犯罪でよく語られるのは「センセーショナルな事件報道のせいで、精神障害者の犯罪率が本当は低いのに高いという誤解が広まる」というものである。2005年の一般刑法犯の検挙人員総数でみると、精神障害者等(知的障害者を含む)の割合は 0.6%と高くない。全人口に占める精神障害者と知的障害者の割合は 2.5%程度とされるから、かなり少ないとえる。だが凶悪犯罪に限れば、殺人(9.0%)や放火(13.9%)で人口比を大きく上回っている(注9)。被害者の多くが身内だという事情を考慮しても、犯罪統計を元に「精神障害者は安全だ」というのには無理があるだろう。

他方、精神障害者の再犯率は、一般より大幅に低いとの指摘もある。いずれにせよ、殺人で検挙された精神障害者等は121人にすぎない。被害者数はそれより少し多いとしても、交通事故死(10,028人)や転倒・転落死(6,702人)、溺死(6,222人)、不慮の窒息死(9,319人)などより桁違いに少ない(注 10)。日常生活で精神障害者による殺人の被害に遭うリスクは極めて小さいといえる。

言うまでもなく、精神障害はありふれた病である。WHO(注 11)によると、生涯のどこかの時点で精神的な病にかかる人は4人に1人に達し、現に精神的な病にかかっている人は、世界で4億5000万人もいる。うつ病の人は、ほぼ日本の人口に匹敵する1億2000万人、統合失調症の人は2400万人にも達する。障害者の3分の1は精神障害者である。一方で、うつ病の6割以上が回復し、統合失調症の77%以上は再発することなく暮らしていける。

事件そのもののフォロー、すなわち事件の発生、初公判、判決といった節目に集中している現在の新聞報道には、精神障害をめぐるこうした基礎知識の伝え方がまだ不足している。折に触れてこうしたデータを報じることで、社会全体の誤解を解く必要があるだろう。

4. おわりに

1971年の総理府世論調査(注 12)では、「精神病患者」について「おそろしい、こわい」と答えた人が 16%、「嫌だ、気味が悪い」は 10%で、「気の毒だ、かわいそうだ」が 69%で圧倒的に多かった。一概には比較できないが、1997年の全家連(全国精神障害者家族会連合会)調査では、精神障害者のイメージについて「怖い」と解答した人が 34%に達した。一方で、精神分裂病(統合失調症)の人に会ったことのある人は 12%にすぎない。実態を知らずに「怖い」という印象を持っている人が少なくないことになる。ライシャワー襲撃事件の起きた1964年に約8万床だった精神科のベッド数が40余年の間に約35万床にも増え(注 13)、横丁や商店街から精神障害者の(それと分かる)姿が見えなくなってきたことと無関係ではあるまい。

こうした「無知」に基づく誤解や偏見を解消するには、小さいうちから精神障害者を知る仕組みを作ることが効果的である。この点で、教育行政を担う文部科学省の動きが鈍いのが残念である。日本学術会議精神医学研究連絡会報告は「教育指導者が精神障害への適正な知識を習得し、精神障害に関する学校教育の見直しをするよう緊急に取り組む必要がある」と指摘。「小学校で

発達障害児への基本的な態度を育み、中学校で人格形成や適応障害への基礎知識を学び、高校では代表的な精神疾患への基礎知識を教える」よう提言しているが、実行する価値がある。文科省は、謙虚に耳を傾けるべきであろう。

人は理解できないものを恐れる。だが、精神障害から回復した人や治療がうまく行っている人の姿に触れれば、怖さは薄れるであろう。新聞人としては、日々の事件報道への配慮などに加えて、現状の改善に向けた取り組みを紙面化し、後押しすることも大切だと考えている。

注

- 1) 大越義久. 刑法総論第4版. 東京:有斐閣;2007. p.6-16.
 - 2) 最高裁第3小法廷決定 1984.
 - 3) 社団法人共同通信社. 記者ハンドブック第10版新聞用字用語集. 東京:共同通信社; 2005. p.552-553.
 - 4) 朝日新聞の連載「障害と報道」における「精神医療サバイバー」広田和子の発言. 1995.2.
 - 5) 岩波明. 自我崩壊. 東京:講談社; 2007. p.55.
 - 6) 朝日新聞社編. 事件の取材と報道. 東京: 朝日新聞社; 2005. p.60-65
 - 7) WHO. Preventing Suicide: A Resource for Media Professionals. 2000.
 - 8) 日本学術会議精神医学研究連絡会報告. こころのバリアフリーを目指してー精神疾患・精神障害の正しい知識の普及のためにー 2005. p.32.
 - 9) 法務省法務総合研究所. 平成18年版犯罪白書ー刑事政策の新たな潮流ー; 2006.
 - 10) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 平成17年人口動態統計 2006.
 - 11) WHO. The world health report 2001.
 - 12) 総理府. 精神衛生に関する世論調査. 1971.
 - 13) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 医療施設動態調査 2007.
- (本稿は、『精神科』第十巻に収録された)

少年事件での少年の実名・顔写真の公表は許されるか

山下幸夫

山口県の徳山高専で起きた女子学生の死亡事件に関し、殺人容疑で逮捕状が出され、指名手配されていた19歳の少年について、「週刊新潮」9月14日号は、その実名と顔写真を掲載した。新聞報道によると、「週刊新潮」編集部は、実名と顔写真を掲載した理由について、「逃亡して指名手配されているのに、実名も顔写真も公開されていないことはどう考えてもおかしい。公表は犯人の自殺・再犯の抑止にもつながる」とのコメントを出したと伝えられている。

この「週刊新潮」が発売された9月7日、山口県下松市内で、その少年が遺体で発見された。事件が発生した数日後から、少年は自殺しているのではないかということは懸念されていた。「週刊新潮」も、「すでに〇〇は自殺している可能性もある。しかし、今も逃亡を続いている場合、『第2の殺人』が起こらない保証はどこにもない」(〇〇は原文では少年の実名)と述べて、その少年が自殺している可能性があることを認識しながら、実名と顔写真を掲載している。

日本テレビとテレビ朝日は、少年が遺体で発見された後、9月7日の番組で、少年の実名と顔写真を報道し、その理由として、「少年法は非行少年の保護と更生を目的としているが、少年の生存を前提にしており、死亡によって保護・更生の機会がなくなった。事件の重大性などを総合的に考慮した」などと説明しているという(毎日新聞の記事)。

読売新聞も、少年が遺体で発見された後の報道で、少年を実名で報道しており、記事に付けられた「おことわり」では、「読売新聞社はこれまで、容疑者が未成年のため、匿名で報道してきましたが、容疑者が死亡し、少年の更生を図る見地で氏名などの記事掲載を禁じている少年法の規定の対象外となったと判断したことに加え、事件の凶悪さや19歳という年齢などを考慮し、実名で報道します。」と書かれている。

「週刊新潮」は遺体が発見される前に実名と顔写真を掲載しているという点で、他のメディアとは異なっている。

「週刊新潮」はこれまでにも何度も、少年の実名や顔写真を掲載してきており、少年法61条が、少年事件について、「当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定していることに正面から違反しているいわば確信犯である。

しかも、「週刊新潮」の記事では、少年の趣味や性的嗜好まで具体的に明らかにされており、プライバシーの侵害は甚だしい。

これに対して、一部のテレビ局や読売新聞は、便乗組とでも評することができるだろう。いずれについても、既に死亡したのだから、「少年の更生を図る」ことを目的とする少年法61条の対象外になったと解釈して、実名・顔写真の公表を「正当化」しようとしている。

しかしながら、非行少年が死亡したからと言って、その名誉権がただちに無くなる訳ではない(「死者の名誉」)。むしろ、少年の死亡を奇貨として、報道したくてしがなかつた実名・顔写真を報道したというのが本音だろう。つまりは、それを報道することで、少しでも視聴率や購読量を増やしたいという商業主義の結果である。

新聞社は、常日頃、「自分たちは週刊誌と違って品位がある」として週刊誌を差別する傾向にある。しかし、今回の少年の実名・顔写真報道については、実はほとんど同じスタンスであることがはからずも露呈した。

成人の事件では、マスコミは、被疑者の実名・顔写真を当然のように報道している。そこに見られるのは、マスコミは「自分たちが報道することで社会に代わって制裁をしているのだ」という社会的制裁論である。しかし、刑事事件を起こした被疑者は、法律で定められた刑事手続によってのみ制裁を加えられるべきであり、マスコミに「制裁」をする権限が与えられていない。

その意味においては、マスコミによる実名・顔写真報道は、「私的制裁(リンチ)」なのだ。そして、その背景には、視聴率競争や購買競争という商業主義がある。つまり、マスコミにとっては、実名・顔写真も「商品」の一つなのである。

少年事件について、マスコミが非行少年の実名・顔写真を報道しようとしても全く同様である。マスコミは商業主義を背景に、「私的制裁(リンチ)」をしているだけである。ただ、少年法61条による規制があるから、新聞社は表立って実名・顔写真を掲載しないが、今回のように、少年が死亡し、反論ができないような場合には、進んで実名・顔写真を報道しようとするのである。

ちなみに、今回の事件で、少年の遺体が発見された後、被害者の遺族の写真がマスコミで報道された。これは遺族の同意を得た上で報道されたようではあるが、とにかく報道できる「絵が欲しい」というマスコミの姿勢をよく表している。

今の日本の社会が、成人事件についての被疑者の実名・顔写真の報道を許容し受け入れている限り、少年事件における非行少年の実名・顔写真報道の問題は、いつまでも続くことだろう。その意味では、そろそろ、私たちの社会のあり方として、マスコミが被疑者の実名・顔写真をさらすことを許容すべきかどうか、根本的に議論する時が来ているように思われる。

(2006.9.16 追記)

日本弁護士連合会は、9月14日、「徳山工業高等専門学校の事件の実名報道に対する会長談話」を発表した。そこでは、週刊新潮が実名報道を繰り返したことはまことに遺憾であること、少年の死亡後には、むしろ凶悪な累犯が明白に予想される場合や指名手配中の犯人捜査に協力する場合などに該当しないのであるから、例外的に実名報道をしなければならない社会的な利益も存在しないことなどが述べられている。

精神障害と犯罪に寄せて

入野田泰彦

近時のジャーナリズムなどでは、刑法39条は、あたかも憲法9条の如しである。

その存在は、法の理想と現実の乖離を表し、論者の政治的主張がぶつかり合う場でもある。

しかし、普段政治的問題には関わりがなく、知財訴訟などを手がける企業法務弁護士に過ぎない私は、そのような領域にはあまり興味がない。多くはないが、刑事弁護を何度か受任した経験上、裁判所などとは若干スタンスが異なる感覚を持つに至ったように思う。

世間では、精神障害者は、「社会的不適合者」として扱われる。

従って、精神障害があるということを公言する者は、周囲から奇異な目で見られ、今風の言葉で言えば、「引かれる」(遠巻きにされるとでもいった意味だろうか)ことになる。

しかし、刑事事件の弁護をしていると、中にはこのような扱いを自ら進んで受けようとする人々に

遭遇する。このような場合、弁護人としては、犯行当時、被告人は、責任能力がなかった（或いは著しく減退していた）という主張をすることになる。だが、多くの場合、その主張は裁判所には無視される。精神鑑定を求めたところで、ごく限られた犯罪（放火罪など）でなければ、容易には認められない。

弁護人として裁判に関与する私が言うのは何だが、このような裁判の有り様を「当たり前」と受け容れてきた。犯罪は単なる行為の過ちに過ぎないが、精神障害はその者の存在の過ちと扱われてしまいかねない。そうであれば、犯罪として扱った方が被告人にとつてもマシではないか、というのが、多くの実務法曹の感覚であろう。私もその例に漏れなかった。

しかし、この感覚が、この厄介な問題から目を逸らしたい法曹の逃げの姿勢を正当化しているに過ぎないことを認めるべき時期が来ているようにも思える。

近時の報道でも顕わになってきたのは、病歴など全くない人々が、「キレ」て、凶行に及ぶ姿である。彼らは、「通院歴」がある堂々たる患者さんというわけではない。家庭内で、夫婦が、兄弟が、親子が、暴発し、残忍な犯行に及ぶ。「キレ」た状態の人間の行動は、必ずしも了解可能ではない。心の闇は深く、怖い。

他方で、明らかに知的障害のゆえに、コミュニケーション能力が乏しい人々が、刑務所のリピーターと化している現実もある。彼らは、外部からは到底了解できない行動の結果、犯行に至る。そして、学習能力が劣る彼らは、同じような犯行を繰り返す。

彼らは、精神障害者であるかどうかは別として、いずれも「社会的不適合者」であることは間違いない。しかし、裁判においては、いかに弁護人が争おうとも、いずれも責任能力を問われることなく、多くは、「犯行は自己中心的で…」という決まり文句で刑務所に送られる。

果たしてこれで良いのか。

キレる者たちへの「社会的不適合」という言葉には、個人の意思など押し潰してしまいかねない「社会」の残酷な姿が透けて見える。個人が帰属している共同体が、家族であれ、会社であれ、学校であれ、その帰属する者達の共通の目的はもはや喪われた。刹那的な感覚によって支配され、その集団にとって「普通であること」は日々刻々と変わり、又、狭くなる。帰属する者の同質性が高められ、他者への許容性は収縮し、少しでも異質な者の居場所を簡単に奪う。「社会的不適合者」とは、同質的な者達から排除された「異質な者」であるに過ぎず、その者の精神障害の程度を問うてみても、なぜそのようなことが起きたかについて何ら答えをもたらすことはない。

他方、犯罪リピーターについてみると、自然科学的に言えば、明らかに精神疾患のゆえに、是非弁別能力を疑うべきなのである。それにも拘らず、なぜ責任能力があるとされるのか、それは、責任能力がない者として扱われてしまったら、その後の扱いに困るからである。きちんとした政策の下で行われているものではない。

法曹にとって、責任能力という概念は、可哀想な被告人を救うための方便とでも言おうか。鶴（ヌエ）的な概念として使い続けることで、カズイステイックな解決ができた（ように見えた）。しかし、これは、個人の意思決定に基づく自律的な人間といふいわば牧歌的な近代思想の下での人間像を前提にしたものである。このような扱いは、もはやイデオロギーではないかとさえ思える。

現実の事象を、個々の犯罪事実だけに捕らわれることなく、また、イデオロギーに囚われずに観察すべきである。刑法の有り様が先にありきという議論では、答えは見出せない。

堀の中に暮らす精神障害者たち

山本 謙司

オーバーラップする二つの場所

先日私は、ある精神科病院を訪ねました。知り合いの精神科医が勤務している閉鎖病棟を見せてもらうためです。500を超える病床数を有する大規模病院ですが、入院患者の約3割が閉鎖病棟に隔離された状態にあります。

閉鎖病棟は、鉄条網を張り巡らせた高さ4メートルほどの柵に囲まれていて、出入り口は1ヶ所しか設けられていません。施錠された金属製の分厚い扉。事務棟から閉鎖病棟内部に入るまで、そんな扉が3枚続きました。

医師の案内のとも、閉鎖病棟の隅々にまで足を踏み入れましたが、コンクリートと鉄格子に囲繞された保護室が存在するなど、一般病棟にはない重苦しさを感じます。暴れたり、大声を発したりする患者は、保護室に収容し、外から鍵をかけてしまうのだそうです。こうした保護室以外にも、拘束具によってベッドに固定されている患者が数人いました。下半身には、オムツが巻かれています。

私は、昼食時間ではさんで約1時間半の間、医師には場をはずしてもらい、入院患者の人たちと懇談する機会を持ちました。私の周りには、物珍しそうな表情をした男性が10名くらい集まってきて円居。なかには、精神保健福祉法の24条(警察官通報)に基づいて、措置入院させられている患者もいます。

「俺は14年以上ここにいるんだがね、その間に18回脱走したよ。けど、全部連れ戻されちゃってさ、保護室にぶち込まれて酷い目にあった」

ひとりの患者のこの発言が引き金となりました。「俺も」「俺も」と、次から次に脱走自慢と病院批判を口にする入院患者たち。そんな話が飛び交う中、初老の男性が溜め息まじりに、ぽつりと漏らしたのです。

「俺たちや、無期懲役刑を受けているようなもんさ」

懲役刑——。その言葉に反応して、私の脳裏には、数年前の記憶が瞬く間に蘇ってきました。

当時の仲間と二重写しになる目の前にいる人たちの姿。そうなると、閉鎖病棟内部の造作までもが、私が1年2ヶ月間にわたって過ごした場所とダブって見えてきます。高い堀によって社会から隔絶された空間、拘束具によって肉体的自由を奪われる人たち、そのどれもが酷似しています。

そうです。精神科病院の閉鎖病棟は、刑務所とそっくりなのです。

刑務所での生活。それは今でも、強烈な思い出として、私の中に残っています。

「塙の中の掃き溜め」といわれるところ

2001<平成13>年6月、秘書給与詐取という申し開きのできない罪を犯した私は、一審での実刑判決に従って、刑務所に服役しました。

栃木県の黒羽刑務所に入所した私を待っていたのは、一般受刑者たちに「塙の中の掃き溜め」と言われているところでの懲役作業でした。そこは、精神障害者、知的障害者、認知症老人、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者など、一般懲役工場での作業はとてもこなせない受刑者たちを隔離しておく「寮内工場」と呼ばれる場所。驚くことに、障害のある受刑者が、医療刑務所ではなく一般刑務所にも数多く入所していたのです。寮内工場での私は、刑務官の仕事をサポートする指導補助という役目を命じられていました。障害のある受刑者たちに作業を割り振り(作業といつても、未就学児にもできる簡易作業)、日常生活においても、その介助をするという仕事です。失禁者が後を絶たず、受刑者仲間の下の世話に追われるような毎日でした。

当初は、彼ら障害を抱えた受刑者への接し方がわからずに戸惑いを感じる日々が続きました。コミュニケーションをとることすら困難で、自分が今どこに居るのかも理解できていない受刑者が何人もいます。

「おいお前、みんなの言うことをきかないと、そのうち、刑務所にぶち込まれるぞ」

そう受刑者仲間にからかわれて、真顔で答える障害者。

「ボク、刑務所なんて、絶対にいやだ。ここに置いといてくれ」

悲しいかな、これが刑務所における日常風景なのです。

日本の刑務所の場合、受刑者となった者は、まず知能指数の測定テストとともに、精神状態の診断(刑務所職員が面接し、そこで精神障害の疑いのある者は、精神科医が来訪して検診)を受けなくてはなりません。

次の表をご参照ください。

【新受刑者 入所年度別 精神診断】

※ 法務省発行の「矯正統計年報」(平成 17 年 6 月 27 日発行)より

調査区分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
総 数	27498	28469	30277	31355	32090
精神障害なし	26073	26926	28529	29405	30085
知的障害	226	239	284	324	271
精神障害	170	116	133	174	141
神 経 症	152	136	165	313	322
その他の精神障害	652	816	966	1099	1250
不 詳	225	236	200	40	21

これは、法務省大臣官房司法法制部が毎年発行している「矯正統計年報」から抜粋したデータで、入所時における精神診断の結果がでています。最新の統計結果、2005＜平成16＞年の数字で例示しますと、新受刑者総数32090名のうち、約2000名がなんらかの精神障害を有する（行刑施設では、知的障害も精神障害の中に含まれる）と認定されています。実に、新受刑者の16人にひとりが精神障害者だというのです。

確かに、そうです。一緒にIQ測定を受けた受刑者の中には、テスト中、幻覚にとらわれたような話を口にする者が何人かいいました。警察の取り調べや裁判の場ではありませんから、今さら芝居をしても仕方ありません。精神障害者だからといって、刑務所内処遇が有利になることはないですし、詐病を使う受刑者など、いないはずです。

このように、日本の刑務所には、日々、たくさんの精神障害者が入所してきています。私は、完全に誤解していました。「刑法39条により、精神障害者イコール無罪」という一般的な先入観は、全くの誤りだったのです。

日本の刑事裁判の場合、その7割以上は、国選弁護士が弁護活動を担います。私選弁護士と違って、国選弁護士の多くは、「刑法39条を盾に、被告人の責任能力の有無を争う」といった本格的弁護はしてくれません。したがって、被告人の精神鑑定など、ほとんど実施されていないのが現状です。さらに最近では、たとえ精神鑑定を行なったとしても、すぐに「人格障害」という診断名がつき、「責任能力あり」の結論が容易に出てしまっています。根拠のない社会防衛論（マスコミのミスリードによるところが大きい）に基づき、司法の側にも、「罪を犯した者は、何が何でも刑務所の中へ」という意識がはたらくのでしょうか。結果が、上記の表となるのです。

さらに言うと、この数字は、あくまでも入所時の精神診断であって、服役生活の中で精神に変調をきたす受刑者も大勢います。私自身の経験でいえば、入所後3週間以上、誰とも話をすることができず、また作業もほとんど与えられずに、独居房（間口162センチメートル×奥行き310センチメートル）に閉じ込められ放しでしたから、この時期は、精神のバランスが崩れそうになっていました。その後、懲役工場に配属されて、なんとか持ち直したものの、周りには、だんだんと精神状態が悪化していく受刑者が数多くいました。入所から1年、2年が経過し、そこで初めて精神障害と診断され、「寮内工場」に移される受刑者もいます。

「医療や福祉のほうで、支えられないんだろうか。こんな人たちを自分たちに押し付けられても困るんだが……」

刑務官たちも、彼ら精神障害を抱えた受刑者の処遇に苦慮していました。そもそも日本の刑務所は、医師の数が絶対的に不足しているのです。黒羽刑務所の場合、2000名を超える受刑者が収容されていましたが、医師が出勤してくるのは、週に二回、火曜日と金曜日の午後の数時間だけでした。精神科医はおらず、心理職の職員もいません。当然、カウンセリングなど、全く行なわれていません。

結局のところ、刑務所内での精神障害者たちは、医療的・福祉的視点でケアされることではなく、「コントミン」、「セレネース」、「ヒルナミン」といった抗精神病薬の投与によって、ただ薬漬けにされているだけです。そして、彼らは「処遇困難者」と呼ばれ、周りの受刑者からもネグレクトされています。

した。

しかし、精神障害者が本当に処遇困難者なのでしょうか。精神障害のある受刑者を担当していた刑務官が口にした次の言葉が印象的でした。

「普通、受刑者というのは、作業面や生活面での処遇緩和をねらって、いろいろと駆け引きをしてくるもんだが、精神障害受刑者には、自分の精神的疾患を理由に処遇上の緩和を訴える者は、ほとんどいない」

その通りです。私が共に過ごした精神障害のある受刑者たちも、権利意識が強い他の障害者と比べ、非常に大人しく、真面目な懲役態度の人が多かったように思われます。

ところが……。そんな状態であるにもかかわらず、彼らに仮釈放が認められることはなく、大方が、満期出所を余儀なくされていました。

困難な社会復帰

ある日、満期出所を目前にした受刑者のひとりが言いました。彼は、精神科病院への入院歴がある受刑者です。

「ボク、外に出るのが怖いよ。一生ここで過ごしてもいいと思っているんだ……」

自由も尊厳もない刑務所の中で一生暮らしてもいいとは——。堀の外の暮らしは、彼らにとって、そんなにも過酷なのか——。私は彼の言葉に、胸をえぐられるような衝撃を受けました。

彼ら精神障害のある受刑者のほとんどは、出所したとしても帰る場所がないと言うのです。確かに、障害に前科が加わったことによって、親兄弟からも見放されている受刑者が数多くいました。また、措置入院の是非はともかくとして、精神保健福祉法26条の規定(刑務所長通報)により、出所後に医療機関とつながる人も、ごく僅かしかいません。たとえば、2004(平成16)年の出所者総数29533名のうち、1158名に対して通報が行なわれていますが、入院措置となった者は101名です。

では、出所後の行き場として、更生保護法人が運営する更生保護施設はどうでしょうか。更生保護施設とは、身元引き受け人がいない受刑者たちの出所後の受け入れ施設です。現在、全国に101ヶ所の施設があつて、毎年5000名ほどの出所者を受け入れていますが、やはり、精神障害のある出所者は絶対に引き受けてくれません。更生保護施設の職員には、彼らへの支援スキルがないからです。

身元引受け先のない受刑者には、仮釈放が許されることはない——。これが更生保護行政における厳格なルールなのです。

また、仮釈放が許可されるうえでの重要なバロメーターとして、「身元引き受け先の有無」とともに、「受刑者本人の反省の度合い」があります。

通常、有期刑の受刑者は、刑期の三分の一を経過した時点で、保護観察官との1対1の面接が行なわれます。その場で反省の弁を口にすれば、大抵の保護観察官は言葉通りに受け取り、「改悛の情あり」と仮釈放の可否を判断する更生保護委員会に報告してくれます。そこで面接前には必ず、担当刑務官から、「演技でもいいから反省の態度をとるように」とのアドバイスを受けることに

なります。ところが、精神障害のある受刑者たちの多くは、その声にも全く関心を示さず、馬耳東風といった体。悔悟の態度が、なかなか伝わりにくい人たちです。たぶん、裁判の場でも、障害を理解されることなど、ほとんどなかったと思われます。残念ながら、刑事司法と同様、我が国の刑務所には、彼らの障害を理解しようという姿勢はないのです。

詰まるところ、精神障害を抱えた受刑者の多くは、仮釈放は認められずに、刑期満了と同時に何のフォローもないまま、塀の外に放り出されてしまっています。出所後も行く当てのない精神障害者たち。これでは、「また刑務所に戻ってこい」と言っているようなものです。

今後の課題

本年7月、「心神喪失者等医療観察法」が施行されましたが、法律の中で謳われているように、これによって触法精神障害者の社会復帰が促進されるのでしょうか。

私には、そうは思えません。なぜなら、先述したように、厳罰化を求めるマスコミ世論に押されてなのか、本来なら精神障害者と判断されるべき人たちが「人格障害者」と鑑定され、いつも簡単に刑務所に入れられてしまっているという実態があるからです。さらに、その他多くの精神障害者は、責任能力の有無を鑑定されることすらなく実刑判決を受けています。こうした司法が続く限り、「医療観察法」なる法律を作つてみたところで、その対象者は絞られているので、触法精神障害者全体に裨益するものとはならないでしょう(この法律の中身にも問題点が多々あるが、本稿では言及しない)。

「医療観察法」の実施よりも、まずは刑務所内医療を充実させることが先決ではないか。我が国の刑事司法の現状を鑑みると、つい、そう考えてしまいます。

今回の「医療観察法」のモデルとされるイギリスの精神医療。イギリスの刑務所の場合は、日本とは違い、外部の精神科医が受刑者処遇に日常的に関わることが可能です。その上、さらなる医療の必要性が認められた受刑者は、刑務所から外の医療機関に移されて、専門的な治療が施されるのだそうです。また、フランスでは、職員がすべて医療スタッフという、医療的処遇を中心とした精神障害者専用の刑務所が設置されています。ドイツにも同様の刑務所が存在します。

刑務所内精神医療の充実。ただし、それは一方で、精神障害がありながら実刑判決を下されてしまう人がより増えていき、刑務所への精神障害者の流入が加速される危険性もはらんでいます。精神障害者をともすれば「危険な人」と見做してしまう現在の日本社会では、特に、その可能性が大です。

最近は新聞やテレビでも、「危険人物は、社会から排除しろ」的な主張が、頻繁に流されるようになりました。排除の先は刑務所を想定しているのでしょうか、そのうち、「医療観察法」に基づく専門病棟についても、同じような発想で利用されることになるのではないかと思ってしまいます。今のご時世では、こうした危惧は拭い去りません。治安に対する漠然とした不安が世の中に拡がり、国民感情に後押しされて誕生した「医療観察法」。したがってこの法律は、「治療による社会復帰」という視点よりも、明らかに、社会防衛的要素が強い内容となっています。

が、ここは感情論に振り回されることなく、慎重かつ冷静に考える必要があります。前提としてお

さておかなくてはならないのは、刑務所や「医療観察法」の専門病棟は、人間を永遠に隔離しておく場所ではないということです。ほとんどの人は、一定期間を過ごせば、再び社会に戻ります。そう考えれば、答えは簡単に出てくるはずです。

タックスイーターである彼らを、社会の一員としてうまく迎え入れることによって、早期にタックスペーヤーへと転じさせる——。できれば、巨額の税金を注ぎ込む「収容」や「入院」という形態は避けるべき——。当然のことながら、それが国民全体の利益につながる結果となります。是非とも、そんな認識を持ちつつ、刑事司法や精神医療、さらには矯正行政や更生保護行政のあり方を見直して欲しいものです。しかし現状では、このような考えが、国民の間にすぐに定着するとは思えません。

社会全体が精神障害者への理解を深めること——。やはり結論は、そこに尽きるのではないでしようか。

(本稿は、全家連『Review』誌(2006年 No53号)に掲載された)

黒い看護婦

森功

ここ数年、マスコミを賑わしてきた凶悪犯罪のなかには、中年女性が主犯として事件を引き起こしてきたケースがやたら多い。和歌山のカレー事件をはじめ、長崎の一家保険金殺人、佐賀の美容師バラバラ殺人、同じ福岡県で起きた北九州の監禁殺人や中洲のスナックママによる保険金殺人など、数えあげたらきりがないほどである。犯罪の影に女あり、と言われたのは昔の話で、影どころか、いまや凶悪事件の主役ばかりだ。

その彼女たちには、いずれも昭和三十年代生まれという共通点がある。いわば終戦の混乱期から高度経済成長に突入する過渡期にあたる。昭和三十四年生まれの吉田純子が過ごしてきた幼少期は、まだ終戦後の貧しさを引きずっていた部分もあった。とりわけ地方には、それが色濃く残っていた。大半の一般の家庭はある程度の貧しさを共有し、子供たちの服装に構う余裕もなかった。夏はランニングシャツに薄汚れた短パン姿で遊ぶ男の子ばかり。女の子は安物のブラウスに短い吊りスカートというのがお決まりの服装だった。

その子供たちに変化が見られはじめたのは、昭和四十年代に入ってからだろう。折しも純子が小学校の高学年になった四十年代半ばには、ジーンズが流行。と同時に、生活そのものが変化していった。カラーテレビや電話が普及し、なかには学習塾や習い事に通う子供も出はじめた時期である。

そんな時代にあって、吉田純子や堤美由紀の家庭はたしかに貧しかった。しかし、かといって特段貧乏だったわけでもない。いわば一般家庭の範疇に入る程度の貧しさであり、残る池上和子や

石井ヒト美の家庭は、むしろ裕福な部類に入るのではないか。

ここが過去の凶悪犯のケースと決定的に異なる点でもある。かつての殺人犯は暴力団関係者か、あるいはまさに極貧生活を体験し、そこから抜け出そうとする過程で起きたケースが多くたが、少なくとも彼女たちがそんな体験をしてきた様子はうかがえない。

純子の一審判決公判では、谷敏行裁判長がこうもつけ加えている。

「被告人は当然の生活をする倫理観を身につけるべき立場にあった。(犯行動機として)貧乏暮らしをあげているが、それほど貧しかったわけでもない」

あるふれた中年女性による猟奇的な犯行。それこそが、看護婦四人組の連續保険金殺人の特徴であり、それゆえ捉えどころのない奇妙な感触が残るのである。そして、これは他の事件における女性たちにも共通している。

さらに犯行時の四人組の異様な連帶感——。

ひとり娘として大切に育てられてきた池上和子は純子に心酔し、甘えてきた。今年八月五日に予定されていた判決公判が急遽中止されたが、その一ヶ月後の九月一日に死亡。逮捕後に福岡拘置所内の医療棟で発見された子宮ガンが原因だった。おかげで公訴は棄却されたが、その代償として四三年の短い人生の幕を閉じたのである。

吉田純子を除く他の三人は、生来、さほどのコンプレックスも屈折もなく、いわば平凡に暮らしてきた。その三人がここまで悪女に変貌していった心の奥底には、誰もが持つ人間の危うさを感じてならないのである。

この世にも稀な白衣の四人組の事件を描くにあたっては、発生当時の平成十四年から判決にいたるまで、およそ二年半の取材・執筆期間を要した。当初、週刊新潮の編集部員として取材をはじめ、週刊新潮や新潮45にもレポートを掲載した。

単行本を刊行した平成十六年十一月から早二年半が経過した。おかげさまで売れ行きはまずまずだったが、読者の反響は予想以上に千差万別である。

「医療の専門知識を駆使した看護婦たちの犯行に戦慄した」

多くは、事件に関するこうしたストレートな意見が多くたが、なかには次のような感想もあった。「なぜ吉田純子のこんな単純なトリックに周囲が騙され、振り回されたのか。純子が他の看護婦を相手にするレズシーンなども含め、思わず噴き出してしまった」

あまりにも現実離れした出来事に感じるため、最初は笑ってしまうらしい。

どこにでも居そうな中年女性。彼女たちはたまたま同じ看護専門学校に通った同窓生だった仲間意識から、のちに固く結びついた。四人はいわばごく平凡に育ち、成人してからもそれほど不自由な暮らしはしていない。それでいて、犯行そのものは特異で猟奇的である。純子と同性愛の関係に陥った堤美由紀をはじめ、事件の背景に横たわる人間関係も奇怪きわまりない。日常と非日常。それら相反する出来事が四人組の生活現場で同居している。

「こんな出来事は小説などでは読んだことがない。嘘っぽく感じるので作家もこのようなストーリーにはしないだろう」

そんな意見までいただいた。読むほうにとっては、物語がとてもアンバランスで、奇妙に感じる。だからこそ、はじめは三文芝居のような安っぽい吉田純子のセリフに思わず噴き出すのかもしれない。

しかし、これは紛れもない事実である。そして、決して他人事ではない。

実は、純子に振り回されていく他の三人が犯行に手を染めていくなか、そこに潜む彼女たちの心理は、誰にでも心当たりがあるのではないかろうか。純子についても、それは例外とはいえない。「はじめは噴き出してしまったけど、最後まで読んだら、やっぱり怖くなつた」

そう話す人は少なくない。

(本稿は、『黒い看護婦』(新潮社)、『黒い看護婦』(新潮文庫)に収録された)

三浦和義事件

島田荘司

文庫用のこの後書きを書いている今は、二十一世紀も明けた二〇〇二年の七月だが、一九九七年にこの本が一次出版されてのちの「ロス疑惑」裁判の行方、および日本の推移について、簡単に報告しておこうと思う。

「殴打事件」は予想通り最高裁において確定した。しかし「銃撃事件」控訴審の方は、大方の予想に反して逆転無罪判決となり、日本中を仰天させた。再就職先を見つけておいての、職を捨てた裁判長の英断であった。判決後、裁判官は当然ながら辞職し、善良な国民は、事態の犯罪性に疑問を持つことはなかった。このような田舎びた道徳慣習は、一刻も早くやめたいものである。本当のことが言えなくて、何の裁判であろう。

三浦氏は、「殴打事件」での幻想の罪の懲役も終えて社会復帰し、娘葉子氏と暮らそうとしたが、これはもう互いの人生観に距離が開きすぎていて、無理だった。しかし離婚が確定していた頼江氏との再会はない、歳月が不信を洗い流して二人は再婚した。現在は幸せに暮らしていると聞く。

いわゆる「ロス疑惑」は、森村誠一氏の七三一部隊告発で日本中が揺れ、右翼の宣伝カーが森村氏邸に赤ペンキをかけていた八四年、竜巻のごとく現れて日本中を迷走した。道徳の権化たる日本軍の、中国人に対する酸鼻な生体実験、そして虐殺の罪を跡形もなく吹き飛ばして、この罪の質を考える機会を奪った。暴風は日本人を犯罪者から警官にと一気に昇格させ、その喜びのあまり、新たな犠牲者を無数に生みながら進行したが、昭和天皇の崩御とともに、さしもの強風もやんだ。

そして新世纪が明けた二〇〇二年、「ロス疑惑」など忘却の彼方となったわが民は、八年越しになる世界に例のないデフレ不況にあえぎ、失業者は増大し、毎日八十人ずつの国民が自殺し続

けるという、これもまたなかなか世界に例がない地獄が続いている。

経済競争力世界一を続けたバブル景気は甘美な思い出となり、半導体も電化製品も、自動車さえも中国、韓国、マレーシアにおびやかされはじめた。新世紀の夜明け、不良債権の処理はいつこうに進まず、食肉類偽装表示の日常化は明るみに出、みずほファイナンシャルグループの不手際は大いに露呈して、管理威圧を緩められた日本人がどうなるかをよく世に示した。警察・検察の不祥事も相次ぎ、裁判官は安い金で素人の未成年を買い、その妻は伝言ダイヤルにと走った。

六月、日本の国債が二段階格下げされた。アフリカの中流国家程度の評価に転落し、いったい何をもってこのような非常識評価を下すのかと、日本人を驚愕させ、憤慨させた。日本人は、誰にも後ろ指さされぬ強固な道徳人としての自己の問題点に、まだかけらも気づけていない。

現在、国会に「人権擁護法案」と「個人情報保護法案」がかけられ、審議されている。施行されれば国民は、大きな報道被害や人権侵害に遭った際、法務省人権擁護局の外局として置かれた「人権委員会」に訴え出、審査を受ける権利を持つことになる。その結果によっては国家が、マスコミや当該団体と被害者との間に仲裁に入り、調停や勧告を行い、場合によっては事態の公表や、後者は罰則を行使することがあり得るとしている。

これが本書のようなケースを念頭においていた反省のゆえであることは疑いがない。しかしこのように、國家が強権をもって民間に割って入るような発想は、世界には例がない。子供の喧嘩ではないので、どの国も民間が自主的にガイドラインを作り、自主規制の方法を模索、実践している。しかし日本という幼い国家においては、やはりおとなが、あるいは教師が、もしくは南部黒人奴隸社会における白人が、鞭を持って労働者間に分け入り、叱ってやる以外に方法はないらしい。

アメリカ軍は今年、「FORCE XXI OPERATIONS」ということを言い出し、軍の上意下達の命令体制を、近くいつさいやめると宣言した。最前線の兵士は命令を待つ必要はなく、自身の判断でミサイル発射の権限までを持つ。では上官の仕事は何かというと、各兵士のPC端末に徹底的に情報をチャージし、敵に対する優位性を保つ態勢作りにある。

軍を含み、世界は急速にそちらに向かっている。テクノロジーの発達が、民の階級を希薄にしつつある。しかし日本人一般は未だに往復ビンタの旧軍型礼儀重視で、世界のこの変化に気づけていない。

三浦事件とは、旧軍型教育を敷衍して日本に肥大した、この種の勤務道、平等主義という道徳怪物が、三浦和義という平等を逸脱した不行儀者を成敗した事件であった。当時日本のもの作りは赫々たる戦果をあげつつあったのだから、この判断は正当至極と見えた。しかし追いつけ追い越せの素朴なキャッチアップの時代が去り、製造製品が高度化し、グローバル化の波が国内を洗いはじめると、途端に日本人が軽蔑していた軟弱体質の海外人が勝利を始めた。一方わが国内では、堰を切ったように完璧平等の嘘、徹底行儀がぬくぬくと育てた上位者型巨悪、道徳虚言の日常的な犯罪性が、次々に露呈を始めた。

問答無用のわが儒教道徳は、偉い政治家の巨大な利権特権を生み出し、幅の広い道徳観念を巧みに操れば、これを問答無用のアンタッチャブル・ゾーンとできていたことを、さすがに国民も

知るようになった。これを壊し、組織の風通しを良くして無駄金を節約しようとするわが首相の構造改革は、当然ながら常識的、道徳的な抵抗勢力によって遅々として進まない。

こういうわが道徳の持つ犯罪体質は、昭和末の時代、たびたび露出しかけていた。しかしあれわれは、ひたむきな努力によってこれを繕い、見ないようにしてきた。細部はどうあれ、不行儀者三浦和義を虐待することが正義であり得たように、偉い者が偉い者でい続けることをやめさせようとする革新発想は、わが村人にとっては常に不謹慎であり得る。

三浦和義事件を引き起こしたわが正義は、このように今世紀も健在である。年間三万人の自殺者もまた、その多くはわが道徳の非人情の犠牲者と想像される。そしてこの誤りを整然と指摘できる人材は、残念ながらまだネイティヴのうちに育っていない。

しかし今、とりあえずひとつすんだ。三浦糾弾が誤りであったと日本人が認めるのは遠い未来のことにも、その後進国型道徳が、そろそろ時代に合わなくなっていると控え目につぶやく人も、少數程度出はじめてはいないか。ともかくわれわれは、どのようななかたちにせよこの事件を胸に刻み、前に進まなくてはならない。

(本稿は、『三浦和義事件』(角川文庫)に収録された)

精神障害者による事件をどう理解すればよいか？

岩波明

犯罪の統計データとは必ずしも一致しないが、ここ数年凶悪な殺人事件が増えているように感じられる。その中でも、動機や理由の判然としない、あるいは些細なきっかけに基づく残酷な事件が増加しているという印象を持つ人は少なくないことだろう。最近では、2005年の夏に起きた16歳の少女によるタリウムを用いた母親の毒殺未遂事件や、2006年2月に2人の幼稚園児を殺害した滋賀県の女性の事件などが思い出される。

こうした事件と精神障害はどのように関係しているのか。一般的な知見を述べれば、犯罪と精神障害の関係は以下のようになる。精神障害者が犯罪を犯す確率は犯罪全体でみると一般人口における確率よりかなり低いが、殺人など一部の凶悪犯罪に限れば一般人口よりもむしろ高い。この傾向は、諸外国でも変わらない。犯罪と関係する精神障害は、主に以下の3つのカテゴリに分類できる。つまり、統合失調症(精神分裂病)、精神病質(人格障害、あるいはサイコパス)と薬物関連疾患である。この中で一番理解しやすいのは薬物関連疾患による犯罪である。これはアルコール、あるいは覚せい剤などの薬物の急性あるいは慢性の中毒により精神障害をきたし、その結果犯罪を引き起こすものだ。

これに対し統合失調症による犯罪は、通常の感覚では理解が困難なある種の「異物」と言ってもいいかもしれない。かつて統合失調症は人格が荒廃する病として差別の対象になったが、現在